

# 桜岡小学校いじめ防止基本方針

平成26年 3月20日 策定

平成30年 1月改定

令和5年 3月改定

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめを防止するための基本的な方向性

いじめを防止するための基本的な方向性として、いじめに関する重層的支援構造を意識し、以下の6つのポイントをあげる。

- ① 「いじめは絶対に許されない」という強い認識をもたせる指導の徹底
- ② いじめの未然防止  
(誰もが、安心して豊かに生活できる学校風土をつくる、いじめ未然防止教育)
- ③ 早期発見・対応 (いじめを見逃さない、組織的な取り組みと教職員の児童を見る目と心を養う)
- ④ 適切な対処、措置 (被害児童を第一に考え、迅速かつ的確な措置を行う)
- ⑤ 保護者や関係諸機関との連携 (一体となっていじめ問題に対応する)
- ⑥ いじめ防止につながる発達支持的児童指導

### (3) 学校いじめ防止基本方針の目的

- ・学校全体で児童の健全育成を図り、いじめのない学校生活の実現を目指すことを目的とする。

## 2 組織の設置及び組織・運営

### (1) 構成「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止対策委員会は、学校長が任命した副校長・教務主任・学年主任・児童支援専任・養護教諭を中心に設置する。なお、メンバーは状況等に応じて柔軟に対応することも考える。

また、事案によっては臨時の委員会を開催し、必要に応じてスクールカウンセラーや心理・福祉等の専門家の参加を求める。

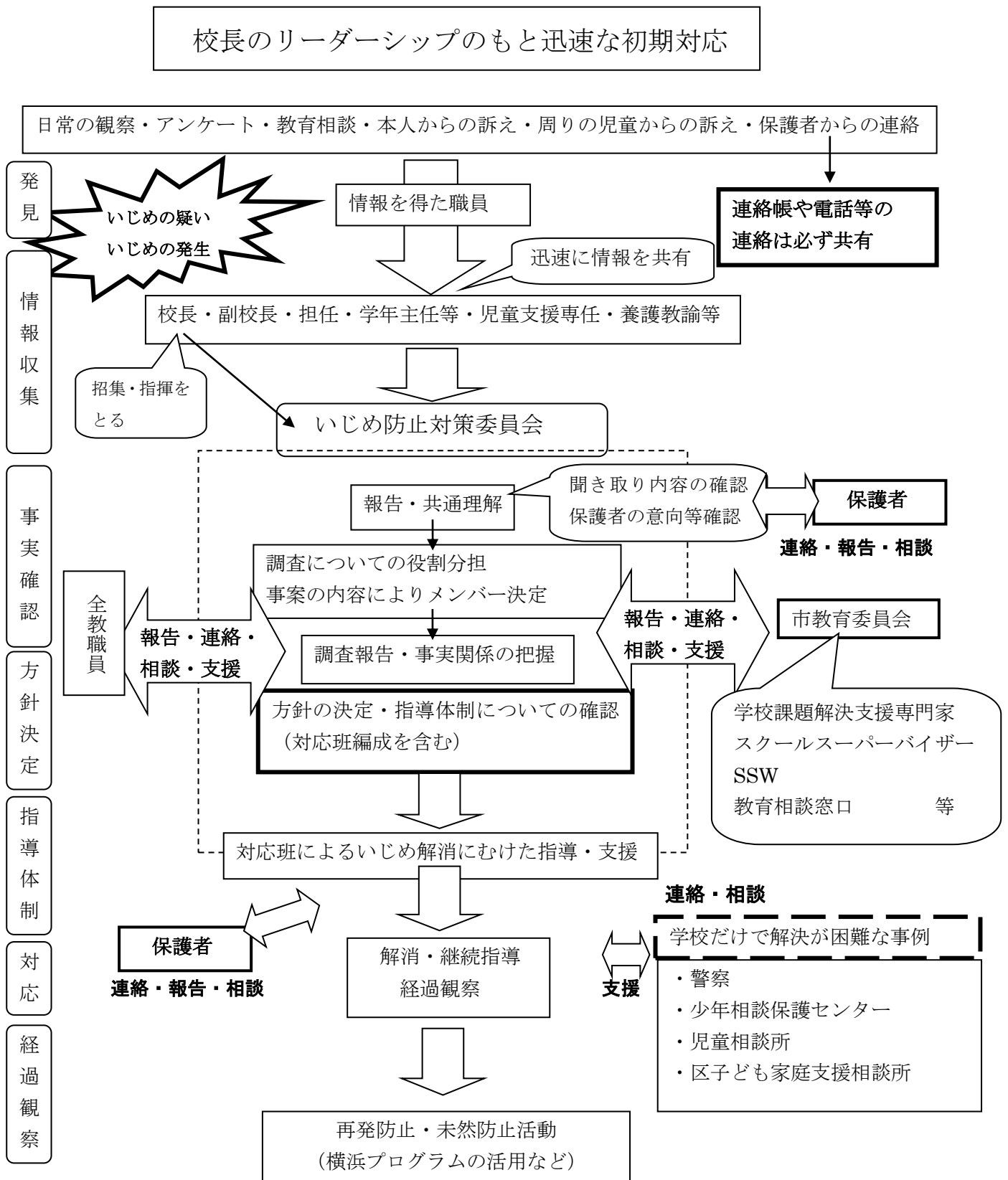
### (2) 役割

- ① 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間指導計画の作成・実行の中核的役割を果たす。また、校内研修を企画・実施する。
- ② いじめの相談・通報の窓口。専任を中心に、情報を収集・整理・記録し、共有する。
- ③ いじめの疑いや情報があった場合には、緊急会議を開催する。情報の迅速な共有、関係児童への聴き取りの実施、指導・援助の体制を構築し、方針の決定と保護者との連携を行う。
- ④ いじめ防止に向けた年間計画の作成及び、PDCA サイクルで検証を行う。
- ⑤ 重大事態調査を学校主体で行う場合には調査組織の母体となる。

### (3) 運営

- ・「いじめ防止対策委員会」を常設し、月一回以上、定期的に開催する。いじめを認知した際は、直ちに緊急の「いじめ防止対策委員会」を校長・副校長を中心に可能なメンバーで開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成し、保管・管理をする。

(4) 指導体制関連図



### 3 いじめ防止及び早期発見に向けた取り組み

	取 組 内 容
いじめ未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個々の価値観等の理解（道徳・特活）</li> <li>○道徳教育の充実（人権教育・情報モラル等）</li> <li>○子どもの社会的スキル横浜プログラムの積極的活用</li> <li>○いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童・保護者に周知（HP等）</li> </ul>
いじめ早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童の見守り、児童や保護者との信頼関係の構築。</li> <li>○元気カードやYPアセスメントシートによる情報収集や個別面談</li> <li>○いたずらやからかいがあった際の即時対応と原因究明</li> </ul>
いじめに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>いじめ防止対策委員会による組織的な対応</u></li> <li>○聞き取りによる身体的・精神的な被害の的確な把握、迅速な対応</li> <li>○被害が継続しない体制作り（複数での対応等）</li> <li>○関係機関（警察・児童相談所・区役所等）との適切な連携</li> <li>○被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援</li> </ul>
いじめの解消 （2つの要件が満たされている必要がある）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめの解消のための2つの条件が満たされているか、児童の様子を観察したり、児童や保護者から話を聞いたりすることで確認する。</li> <li>1 いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること</li> <li>2 いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと</li> <li>※「解消している」状態に至った場合でも、再発の可能性が十分にあり得ることを踏まえ、注意深く経過を観察する。</li> </ul>
職員研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員会議等を利用した定期的な児童理解の推進</li> <li>○いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実</li> <li>○人権研修等の計画的な職員研修の実施</li> </ul>
学校運営協議会の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校運営協議会等を活用した、地域ぐるみで解決する仕組みの推進</li> </ul>

### 4 取り組みの年間計画

月	取り組み内容	行事等
年間	「いじめ防止対策委員会（月1回・必要に応じて随時）」	
4月	年間計画と重点指導内容の確認と引継ぎ 児童理解研修	入学式 学年懇談会 家庭訪問・個人面談
5月	元気カードアンケート いじめ解決一斉キャンペーン（1回目）	学校説明会
6月	YPアセスメントシート（1回目）	第1回学校運営協議会
7月	1学期ふり返しカード	個人面談
8月	職員研修（人権）	
9月	元気カードアンケート	懇談会
12月	いじめ解決一斉キャンペーン（2回目） 人権週間 学校評価アンケート 2学期振り返りカード	個人面談
1月	YPアセスメントシート（2回目）	第2回学校運営協議会
2月	元気カードアンケート	懇談会（6年は3月）

## 5 重大事態への対処

### <重大事態の定義>

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめ重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校の在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

#### (1) 重大事態の報告

- ・重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに横浜市教育委員会事務局南部学校教育事務所に報告する。

#### (2) 重大事態の調査・報告

- ・いじめ防止対策委員会を中心に、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

#### (3) 児童・保護者への報告

- ・いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。

## 6 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

---

この桜岡小学校いじめ防止基本方針は、より実効性の高い取り組みとなるよう、学校運営協議会の意見を聞きながら、保護者及び地域の理解と協力のもと策定し、いじめ防止対策委員会を中心に定期的に点検し、必要に応じて見直し、公表していくようにする。また、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れる等、児童の主体的かつ積極的な参加を確保するようにする。